2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第３回「Ⅱ．国民主権　①外国人の人権」

2018.04.26.　佐藤

はじめに

1.前回の講義

1)内容：論点→子どもの人権を制限する校則の拘束力

携帯電話持込禁止の校則に反して携帯を持ち込んだ児童の処分の可否

法→法律には明文の規定はない、最高裁判決は学校の裁量を広く認める、

子どもの人権条約では子どもの意見表明権などが認められている

諸見解→1.携帯禁止の校則自体が不当、2.校則を厳格に適用するべきでない

3.処分まではするべきでない、4.校則を了解して入学したいので校則に従うべき

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①三ない運動は憲法 13 条に違反する、自主退学勧告は退学処分であり著しく重い処分である、の理由で

Ｙに対して不法行為を理由とした慰謝料の支払いを求めた

②国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、

私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではない

2.今回の講義

1)本日の予定：Ⅱ．国民主権（三大原理：基本的人権の尊重、平和主義）、①外国人の人権（②はない）

＊国民主権と外国人の人権との関係について考えることが本日の講義の目的です

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①原審は、いかなる理由で、何を認めたか。　＊「原審」

②最高裁は、いわゆる「公権力行使等地方公務員」の職務をどのように解し、いかなる判断をしたか。

論点：外国人の公務就労は国民主権原理によって禁止されるか否か

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：強制送還［資料：朝日新聞 2006 年 10 月 24 日付］

2)最高裁判決の事例：東京都管理職受験事件［資料：朝日新聞 2005 年 1 月 27 日付］

1.事実の概要（［資料］参照）

2.最高裁判決

＊最高裁判所：15 人の裁判官、5 人から成る小法廷が三つ、全員から成る大法廷が一つ

大法廷判決は、現在では年間で 2,3 件。本件は大法廷判決なのでレア

最高裁は法律審、下級審（高裁・地裁）は事実審、と審議内容が違う

したがって、上告しても、事実関係の争いであれば最高裁は受け付けない

最高裁裁判官のみ反対意見や少数意見を書くことができる

1.法廷意見（多数意見）→憲法１４条は、合理的理由があれば異なる取り扱いが可能

「公権力行使等地方公務員」は、国民主権の原理より、日本国籍を有する者のみ

合理的理由に基づく区別であるから、憲法１４条違反ではない

2.＜滝井＞反対意見　　→国民主権の原理より、統治に関わっては国民のみによる

公務員については、職務の性質によるので、一律に排除することは不当

3.＜泉＞反対意見　　→特別永住者は国民に類似しているので、権利制限は厳格な基準によるべき

3)本講義での論点：国民主権原理を制約理由とすることの是非

→そのためには、「国民主権」とは何かの理解が必要

２．国家主権・国民主権

1)憲法典上の「主権」

1.ポツダム宣言→支配権の及ぶ範囲、2.前文３段→国家主権、3.前文１段、１条→国民主権　cf.直接規定ない

2)国家主権

1.意味：国家の独立性・統治権

２源泉：国民主権　　cf.歴史的には、主権概念不存在→君主主権→国民主権／人民主権

3.国家主権の移譲・共有　cf.ＥＵ

3)国民主権

1.憲法制定権力

2.国民代表制度：ナシオン主権（抽象的「国民」→自由委任）、プープル主権（具体的「人民」→命令委任）

３．基礎知識：「外国人」と人権

1.「外国人」とは何か

1)「日本の国籍を有しない者」（入管法第２条）

2)在留資格と在留期間（入管法第１９条）

2.「外国人」の諸類型

1)在日韓国・朝鮮・台湾人→特別永住者：４９万人（2002 年末）

＊「特別永住者」とは、旧日本植民地の者は旧日本国籍であったが、1951 年講和条約で一律国籍離脱日本に在住を続ける者に対して、入管特例法で特別永住資格。入管法上の永住者とは異なる。

2)資格外滞在　　：２３万人（2001 年３月）

3)日系人　　：２０万人　　＊1990 年入管法改正によって、定住者資格を付与

4)旅行者・一時滞在者

5)その他（配偶者など）

3.基本的人権の保障

1)権利性質説

2)国家の裁量とされてきた権利

1.入国の自由　　cf.マクリーン事件・最大判昭 53.10.4.（国の自由裁量）

2.社会権　　cf.難民条約の批准によって、国籍条項の廃止

なお残された問題

労働法の適用：理論的には適用されるが、労働基準監督署に入管への通報義務

生活保護法の適用：国籍要件→「準用」　cf.最二小判平 26.7.18

3.参政権　　cf.在日韓国人地方参政権訴訟・最３小判平 7.2.28.

（憲法上の要請ではないが法によって付与しても違憲ではない）

４．特別永住者の公務就労と国民主権

1.問題状況

2.諸見解：1.特別永住者も「外国人」なので、公権力行使する公務員にはなれない

2.一律排除はおかしい、3.特別永住者も「国民」である

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70													
子供(67)	65	65													

［次回講義への Reading Assignment］

蟻川恒正「君が代起立・斉唱の職務命令と思想・良心の自由」憲法判例百選Ⅰ［第６版］(2013 年)85 頁